

「いのち」と人権を守るため 「緊急事態条項」の新設に反対しよう！

宗教者 緊急アピール

2016年3月 宗教者九条の和

2016年1月1日、安倍政権は、大規模災害と外部からの侵略などを想定した「緊急事態条項」の追加を憲法改正の出発点にする方針を固めました。今度の参議院選挙後、憲法改正のまず最初の改訂項目として、この「緊急事態条項」をあげ、これを国会で発議し、国民投票にかけようとしています。

安倍政権のめざす「緊急事態条項」とは、

- 1) 内閣総理大臣が恣意的に「緊急事態」を指定し、恣意的に法律を成立させ、法律を廃止させることを可能にして、憲法の定める三権分立を破壊し、行政権の肥大、政府の独裁への道を開きます。
- 2) 強力な権限を持って国民に「秩序」を守らせ、憲法の保障する人権の制限を行います。
- 3) 憲法の定めを破って国会を無期限に延長させ、与党勢力の暴走を可能にします。

とりわけ、安倍政権は、戦争法制（安全保障関連法制）で実現できなかった市民に対する権利制限や自治体の権限の制限を「緊急事態条項」の新設で可能にしようとしています。「緊急事態条項」の新設とは、戦争法制の第2波の攻勢でもあります。

以上から、私たち宗教者は、安倍政権による「緊急事態条項」の新設は、独裁政治に向かう国家権力による著しい憲法違反、立憲主義破壊であることは明らかであり、絶対に反対いたします。

安倍政権は、阪神・淡路大震災や東日本大震災下での対応の反省から、政府が大きな決定権を持つべきだと言います。しかし、災害対応で一番重要なのは「現場に権限を下ろすこと」。日本には、災害対策基本法、災害救助法などの法律があります。足りないものがあるとするれば、これらの法律を活用するための現場の事前準備や訓練などです。災害対応で憲法を破壊する理由にはなりません。また、安倍首相は、どこの国の憲法にも、「緊急事態条項」があると言いますが、アメリカの憲法には「緊急事態条項」はありませんし、ドイツはヒトラーの独裁を許した苦い経験から、発動されたことは一度もありません。

人間は過ちに陥りやすいものです。権力の暴走が大きな過ちを生むのは、戦前の軍国日本とヒトラーのドイツ帝国を思い起こせば明らかです。

私たち宗教者は、「いのち」と人権を守る立場から、戦前の歴史が繰り返されることを黙って見過ごすことはできません。

3年前の参議院選挙の直前、安倍政権は96条を「三分の二以上の賛成」から「過半数の賛成」にして、憲法改正のハードルを下げようと画策しましたが、失敗に終わりました。

今度の参議院選挙の前にあたり、私たちは、3年前の96条改定を阻止した運動と世論を思い起こし、人権蹂躪の「緊急事態条項」の新設を阻止し、安倍政権から「いのち」と人権を守り抜くことをすべての人々に祈り訴えます。